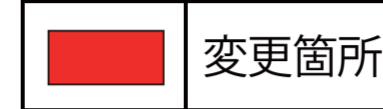


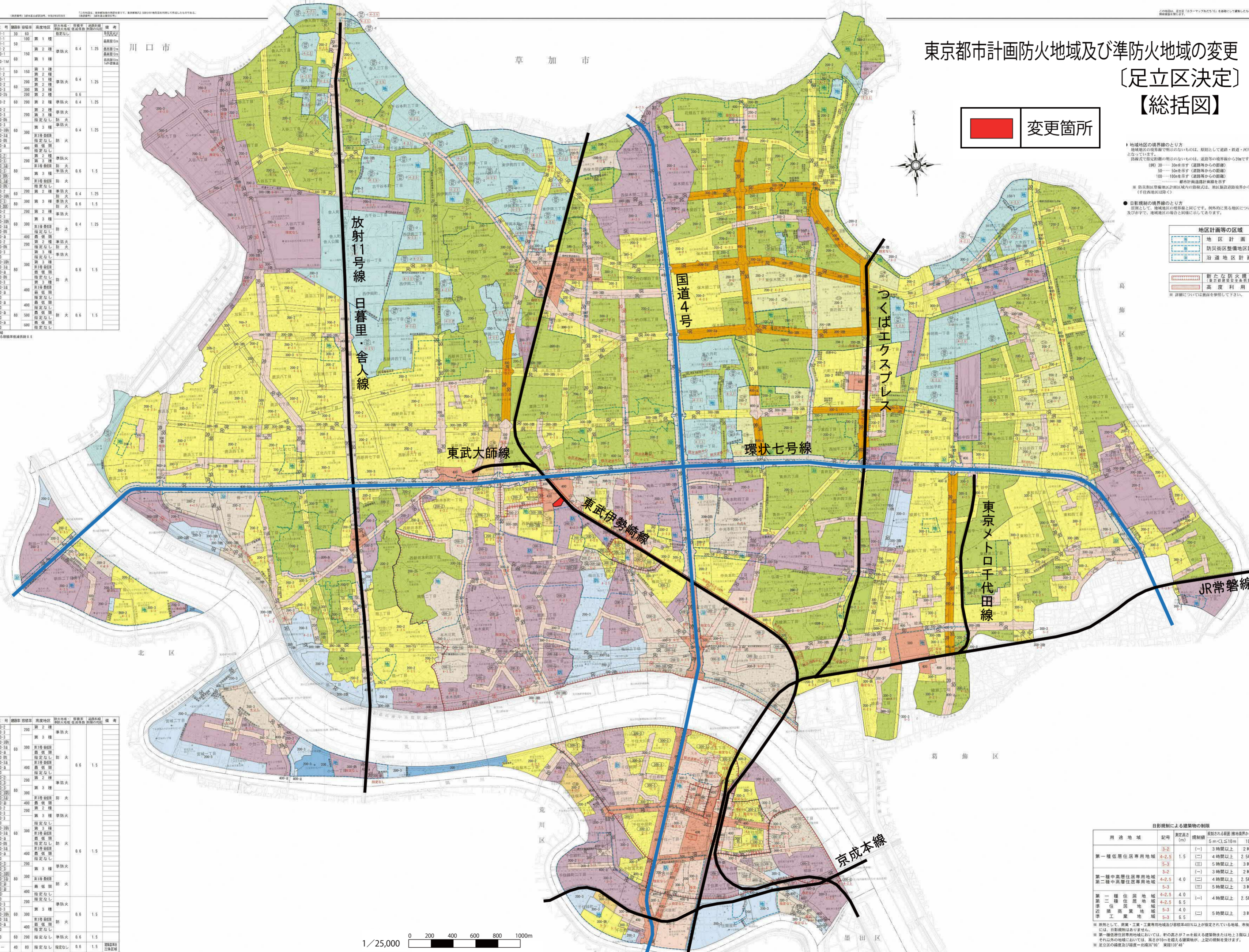
# 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更 〔足立区決定〕 〔総括図〕



● 地区計画等の区域  
 地区計画区域  
 防火街区整備地区計画区域  
 沿道地区計画区域

● 新たな防火規制区域  
 (消防計画安全利用地区)  
 高度利用地区

※ 詳細については別添資料を参照して下さい。



色別	用途地域	記号	建築高さ制限	防火区分	防火区分番号	防火区分名称	備考
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	100-1	50	第一種	防火	0.4	1.25
	第一種中層住居専用地域	100-2	100	第一種	準防火	0.4	1.25
	第一種中高層住居専用地域	100-3	150	第一種	準防火	0.4	1.25
	第一種超高層住居専用地域	100-4	200	第一種	準防火	0.4	1.25
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	200-1	50	第二種	防火	0.6	1.5
	第二種中層住居専用地域	200-2	100	第二種	準防火	0.6	1.5
	第二種中高層住居専用地域	200-3	150	第二種	準防火	0.6	1.5
	第二種超高層住居専用地域	200-4	200	第二種	準防火	0.6	1.5
準住居地域	準住居地域	300-1	40	準住居	防火	0.4	1.25
	準住居地域	300-2	50	準住居	準防火	0.4	1.25
	準住居地域	300-3	100	準住居	準防火	0.4	1.25
	準住居地域	300-4	150	準住居	準防火	0.4	1.25
近隣商業地域	近隣商業地域	400-1	40	近隣商業	防火	0.6	1.5
	近隣商業地域	400-2	50	近隣商業	準防火	0.6	1.5
	近隣商業地域	400-3	100	近隣商業	準防火	0.6	1.5
	近隣商業地域	400-4	150	近隣商業	準防火	0.6	1.5
商業地域	商業地域	500-1	40	商業	防火	0.6	1.5
	商業地域	500-2	50	商業	準防火	0.6	1.5
	商業地域	500-3	100	商業	準防火	0.6	1.5
	商業地域	500-4	150	商業	準防火	0.6	1.5

色別	用途地域	記号	建築高さ制限	防火区分	防火区分番号	防火区分名称	備考
準工業地域(特種工業地区)	準工業地域(特種工業地区)	100-1	200	準工業	防火	0.6	1.5
	準工業地域(特種工業地区)	100-2	300	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業地域(特種工業地区)	100-3	400	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業地域(特種工業地区)	100-4	500	準工業	準防火	0.6	1.5
準工業地域	準工業地域	200-1	200	準工業	防火	0.6	1.5
	準工業地域	200-2	300	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業地域	200-3	400	準工業	準防火	0.6	1.5
	準工業地域	200-4	500	準工業	準防火	0.6	1.5
工業地域	工業地域	300-1	300	工業	防火	0.6	1.5
	工業地域	300-2	400	工業	準防火	0.6	1.5
	工業地域	300-3	500	工業	準防火	0.6	1.5
	工業地域	300-4	600	工業	準防火	0.6	1.5
工業専用地域	工業専用地域	400-1	40	工業専有	準防火	0.6	1.5
	工業専用地域	400-2	50	工業専有	準防火	0.6	1.5

用途地域	日影規制	規制高さ(m)	規制時間	規制方向
第一種低層住居専用地域	(一)	3m以上	2時間以上	10m以内
	(二)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(三)	5.3	3時間以上	2時間以上
	(四)	6.4	3.5時間以上	2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域	(一)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(二)	5.3	3時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	(一)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(二)	5.3	3時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域	(一)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(二)	5.3	3時間以上	2.5時間以上
準住居地域	(一)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(二)	5.3	3時間以上	2.5時間以上
近隣商業地域	(一)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(二)	5.3	3時間以上	2.5時間以上
商業地域	(一)	4.2.5	2.5時間以上	10m以内
	(二)	5.3	3時間以上	2.5時間以上

※ 準則として、商業・工業・工業専用地域及び用途地区400以上の指定されている地域、専断の建築規制には、日影規制はありません。  
 ※ 第一種低層住居専用地域においては、斜の高さが7mを超る建築物または10m以上の建築物、それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の制限を課せません。  
 ※ 足立区の防火及び準防火地域(一部除外)は、実測1:10,000

